

医療相談テレフォンガイド 実施要領

1 趣旨及び目的

医療問題弁護団では、更なる被害の回復をはかることを目的として、弁護士による新たな電話相談窓口を設けます。

2 医療相談テレフォンガイドで対象とする相談事項

医療過誤に関する相談全般が対象です。

ただし、電話では、医療事件全般に関する一般的な内容や、面談相談に進むかといった今後の方針までのご案内となります。個別具体的な案件に関することは、面談相談にてご回答いたします。面談相談は、相談者が面談による相談を希望し、かつ、弁護士も行うことが適当であると判断する場合に、日を改めて実施することになります。

なお、どの地域からのお電話でもお受けしますが、面談による相談や、その後の打ち合わせ等にあたっては、東京までお越しいただく必要があります。その点あらかじめご承知おきください。

3 医療相談テレフォンガイド実施日時及び電話番号

毎週月曜日 12時～15時 (祝日、年末年始の休業期間を除く)

電話番号 03-6256-8080

※ 実施日時以外は、上記電話番号はつながりません。医療問題弁護団の面談相談受付窓口(03-5698-8544、平日10時～16時)までお電話ください。こちらの電話は事務局員がお受けし、弁護士との直接面談相談を手配させていただきます。事務局員は、具体的な案件についてのご回答ができません。担当弁護士が決まった後に担当弁護士からお電話を差上げます。初回の面談相談は無料です。

4 医療相談テレフォンガイド実施の流れ

- ① 医療相談テレフォンガイドでは、医療問題弁護団に所属する弁護士が、被害に遭われた方からの相談を電話にてお受けし、治療の経緯や被害状況等をお聞きした上で、医療事件に関する一般的な内容や、今後の方針について、適宜アドバイスを行ないます。

当日はたくさんのお電話をいただくことが予想されるため、一件あたりの電話相談時間は15分程度を上限とさせていただきます。

- ② 相談者が面談による相談を行うことを希望し、かつ、弁護士も行うことが適当であると判断する場合には、日を改めて、弁護士による面談相談を行ないます。相談の実施場所は東京都内の法律事務所となります。

なお、面談相談を行なう際には、医療問題弁護団の通常法律相談と同様、初回は無料となります。

- ③ 面談相談は、原則として、医療問題弁護団所属の弁護士2名が対応します。電話相談を受けた弁護士が面談相談も対応する場合がありますが、全く別の弁護士が対応する場合があります。

面談相談以後の流れについては、当弁護団ホームページの「[相談から訴訟等までの流れ](http://www.iryu-bengo.com/general/conference.php)」 (<http://www.iryu-bengo.com/general/conference.php>) をご参照ください。

5 費用等

医療相談テレフォンガイドのご相談は無料です。但し、通話に要する電話料金は相談者にご負担いただきます。

弁護士との面談相談を行う場合でも、初回の相談は無料です。

調査や訴訟提起等についての委任契約を締結する際の手数料や報酬等の金額は、事案の内容を勘案の上、弁護士と相談者の協議により決めさせていただきます。

以上